住宅改修費の受領委任払制度取扱い開始(更新)の申請をされる事業者の皆様へ

1 目的

この制度は、介護保険制度の住宅改修費の利用にあたり、被保険者が、施工事業者に対し、住宅改修費の給付金の受領に関する一切の権限について、委任契約し、本人負担分のみを施行事業者に支払うこと(受領委任払)により、一時的な金銭的負担を軽減し、サービスの提供を真に必要とする被保険者が利用しやすい環境を整備することにより、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とするものです。

2 申請できる事業者

次のすべてを満たす事業者です。

- (1) 過去1年以内に介護保険における住宅改修の対象工事を行った実績があること又は福祉住環境コーディネーター2級以上の者を配置していること
- (2) 市町村税の滞納がないこと
- (3) 本市、旭川方面旭川中央警察署及び旭川方面旭川東警察署が締結している暴力団等の排除に関する協定書第2条各号に掲げる者ではないこと
- (4) 要綱第7条に基づき、登録の取消し及び制限を受けていないこと

福祉住環境コーディネーター

東京商工会議所が認定する公的資格であり、高齢者や障がい者に対して住みやすい住環境を提案するアドバイザー。 医療・福祉・建築にまつわる体系的で幅広い知識をもとに、各種の専門家と連携をとりながら、適切な住宅改修プランや、 福祉用具、諸施策情報などについて、介護サービスの利用者やその家族、またケアマネジャーなどに適切なサポートを 提示する。

暴力団等の排除に関する協定書(抜粋)

(用語の定義)

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては役員並びに支配人及び支店又は営業所を代表する者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同視できる者、個人にあってはその者並びに支配人及び営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団関係事業者 次のアから才までのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 役員等が暴力団員である事業者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団員を利用する等している事業者
 - ウ 役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、 運営に協力し、若しくは関与している事業者
 - エ 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
 - オ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する等している事業者

旭川市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払制度実施要綱(抜粋)

(登録の取消し及び制限)

- 第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、本登録の取消しを行い、また、認めた日の翌日から起算して1年間を限度として当該事業者に対し受領委任払制度の取扱いを認めないものとする。
 - (1) 法等に違反した場合
 - (2) 本要綱に違反した場合
 - (3) 受領委任払制度を利用して不正又は不当に給付金を請求又は受給した場合
 - (4) その他市長が登録事業者を受領委任払制度取扱事業者として取り扱うことが不適当であると認める事実・行為 等があった場合
- 2 市長は、前項に定める取消しを行った場合は、登録事業者通知書により通知するものとする。

3 受領委任払制度取扱い開始の申請及び有効登録期間

- (1) 受領委任払制度を取り扱おうとする場合は、次の書類を介護保険課管理給付係(旭川市総合庁舎2階14 番窓口)にあらかじめ提出してください。
 - ア 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払制度取扱開始申請書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第1号の1)
 - ウ 納税証明書(市町村民税の滞納がない証明、申請時3か月以内に発行されたもの)
 - ※支店や営業所名で申請する場合は、その所在地の証明書を提出してください。
 - エ 福祉住環境コーディネーター 2 級以上の者を配置している場合は、その者(全員)の合格証又は合格証明証の写し
- (2) <u>毎月20日まで</u>に書類の提出があった事業者を翌月から登録事業者として登録し、その一覧を旭川市ホームペで公開します。
- (3) 登録事業者の有効登録期間は、書類の提出があった月の翌月初日から、その年の翌々年3月31日までとなります。

(例)

- (1)令和7年4月11日に申請した場合の有効登録期間→令和7年5月1日から令和9年3月31日まで
- ②令和7年4月22日に申請した場合の有効登録期間→令和7年6月1日から令和9年3月31日まで
- ※20日より後に申請した場合、その翌月に申請した事業者と合わせて登録されることになります。

5 更新申請及び更新後の有効登録期間

- (1) 有効登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は,有効登録期間が満了する日の14日前までに3(1)ア〜エの書類を介護保険課管理給付係に提出してください。
- (2) (1)の書類の提出があった登録事業者の有効登録期間は、2年後の3月31日までに延長されます。
 - (例)有効登録期間が令和9年3月31日までの場合

更新申請の期限:令和9年3月17日

更新申請後の有効登録期間:令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

6 申請内容の変更

住所や代表者氏名など、申請した内容に変更等が生じた場合は、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 受領委任払制度取扱変更申請書」(様式第1号)により、遅滞なくその旨を届け出てください。

なお、その場合、誓約書(第1号の1)及び納税証明書の提出は不要ですが、福祉住環境コーディネーター 2級以上の者を新たに配置した場合は、その者(全員)の合格証又は合格証明証の写し添付書類を添付してく ださい。

7 受領委任払制度取扱い廃止、登録の取消し及び制限

- (1) 受領委任払制度の取扱いを取りやめるときには、速やかに「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払制度取扱廃止申請書」(様式第1号)を提出してください。
- (2) 関係法令等及び旭川市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払制度実施要綱に違反した場合や、登録事業者として取り扱うことが不適当であると認める事実・行為等があった場合には、登録の取消した、一定期間、受領委任制度の取扱いを制限することがあります。

8 受領委任払制度による住宅改修費の申請手順

- ※対象となる改修工事や必要書類等については、「旭川市介護保険住宅改修の手引き」を確認してください。
- (1) 被保険者が受領委任払制度の利用が可能か介護支援専門員等と連携し、確認してください。
- (2) 被保険者との合意のもと、委任状を用いて住宅改修費の給付費の受領権を受任してください。
 - ※委任状に記載する受任者の事業所住所・名称・代表者職氏名等の情報は、登録されている内容と必ず一致 させてください。
- (3) 必要書類を揃えて旭川市へ事前申請を行ってください。
 - ※申請は、被保険者のほか、被保険者の家族や施工事業者、介護支援専門員等が代行されても構いません。
- (4) 申請内容が適正か否かや、支給予定額等を記載した確認通知書を旭川市から被保険者へ送付します。 ※確認通知書は、申請後、10開庁日程度で送付します。
- (5) 申請した改修工事を行い、改修工事に要した費用額のうち、被保険者からは保険給付額(1円未満切捨て)を差し引いた利用者負担額のみを徴収し、被保険者名義の領収証を発行してください。

(例1) 被保険者の負担割合1割、改修費用額150,005円の場合

保険給付額: 150,005 円×0.9=135,004 円 (1 円未満切り捨て)

利用者負担額: 150,005 円-135,004 円=15,001 円

(例②) 被保険者の負担割合1割、改修費用額230,000円の場合(支給限度額到達)

保険給付額:230,000 円×0.9=207,000 円>180,000 円

利用者負担額:230,000 円-180,000 円=50,000 円

(例③) 被保険者の負担割合1割、改修費用額160,006円、過去に住宅改修費の実績あり支給限度額(残額)

120,000円の場合

保険給付額:160,006円×0.9=144,005円(1円未満切り捨て)>120,000円

利用者負担額:160,006 円-120,000 円=40,006 円

また、領収証には利用者負担額のほか、工事に要した費用額(10割分)を記載してください。

【領収証の例】



- (5) 必要書類を揃えて旭川市へ完了の届出を提出してください。
 - ※届出は、被保険者のほか、被保険者の家族や登録事業者、介護支援専門員等が代行されても構いません。
- (6) 支給または不支給について決定通知書を、旭川市から被保険者と施工事業者それぞれに送付し,支給決定となったものについて施工事業者の指定口座へ振り込みます。

9 よくある質問

(登録手続きについて)

- Q 受領委任払制度の登録事業者でなければ住宅改修を行うことはできないのでしょうか。
- A 被保険者が施工事業者に改修工事費全額を支払った後,市から被保険者に支給額を支給する「償還払」 の方法で申請する場合は、受領委任払制度の登録事業者でなくとも住宅改修を行うことが可能です。
- Q 受領委任払制度を取り扱うためには、必ず福祉住環境コーディネーターを配置しなければならないのでしょうか。
- A 過去1年以内に介護保険における住宅改修の対象工事を行った実績があれば、必ずしも福祉住環境コーディネーターを配置する必要はありませんが、被保険者に適切な住宅改修プランを提示するためにも配置をご検討ください。

(申請手続きについて)

- Q 登録事業者が被保険者の支給限度額を知るためにはどうしたらいいですか。
- A 被保険者本人または家族からの申し出であれば、電話でもお伝えしていますので、被保険者本人または 家族同席のもと、介護保険管理給付係(25-6485(直通))に電話してください。
- Q 改修工事の内容が対象となるか分からなくても、そのまま申請して構わないでしょうか。
- A 申請した改修工事の内容が対象外であった場合、書類の差し替えや、申請の取下げを行なうことになりますので、「旭川市介護保険住宅改修の手引き」を確認し、それでも不明な場合は、必ず事前申請前に介護保険課管理給付係へお問い合わせください。
- Q 転倒リスクがある被保険者であるため、事前申請の確認を急いでもらうことはできますか。
- A 申請される方々は、皆さん転倒等のリスクを抱えていらっしゃいます。申請後、10開庁日程度で確認 通知書が送付されることを踏まえ、改修工事までのスケジュールを立てて、申請手続をお願いします。
- O 諸経費に書類の作成手数料(平面図や写真代等)や申請手数料を計上しても構いませんか。
- A 対象となる諸経費の範囲は、住宅改修工事に要する経費であるため計上できません。法定福利費(厚生年金・健康保険・雇用保険等)についても、事業者が負担するものであることから、計上できません。
- Q 住宅改修の事前申請後、施工箇所等の変更が生じた場合はどうすればいいですか。 また、住宅改修完了届の時、事前申請と異なる施工等を行っていた場合はどうなりますか。
- A 変更内容により、完了届提出時に、顛末書や、支払内訳書、変更理由・箇所等を書き加えた写真等の提出が必要となります。また、事前申請と異なる施工部分は対象外となり、実費負担となるため、改修工事の施工を保留し、必ず介護保険課管理給付係へ確認の連絡をしてください。
- Q 支給決定となった給付費は、いつ振り込まれますか。
- A 完了届を提出した週の概ね3週間後の木曜日(その週に祝日等がある場合は金曜日)に振り込まれます。
- Q 受領委任制度により事前申請を行い、改修工事完了日まではご存命だった被保険者が急に死亡してしまった場合、給付費を受領することはできますか
- A 事前申請時の委任状が無効となりますので、別途相続人からの委任状を完了届に添付していただければ 給付費を受領することができます。

連絡・問合せ先

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係(旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階) TEL 25-6485(直通)